

計 画 書

石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定
 [石巻市復興整備計画（石巻市決定）]

都市計画石巻市新渡波西地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	石巻市新渡波西地区被災市街地復興土地区画整理事業				
面 積	約 1 1 . 2 h a				
公 共 施 設 の 配 置	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
	幹線道路	3・5・4 1 渡波稲井線	1 5 m	約 2 7 0 m	都市計画道路 (平成 25 年 2 月決定予定)
	道 路	1 標準幅員の設定方針 住居系の土地利用を計画していることから、標準幅員は 6m とする。 2 配置の方針 地区中央部を東西に通る市道伊原津一・渡波町一丁目線及び南北に通る渡波稲井線を軸とした道路配置とする。区画道路 (6m) については土地利用に応じて適宜配置する。			
	公園及び緑地	街区公園を誘致距離等に配慮しながら適宜配置し、地区面積の 3 % 以上かつ計画人口 1 人当たり 3 m ² 以上を確保する。			
その他の 公共施設	上水道は、道路計画に併せて上水道管を布設し、全各戸に供給するよう計画する。 下水道は、石巻市東部流域関連公共下水道計画の変更を行い、整備するものとする。汚水については、道路計画に併せて管渠を埋設し、雨水については、道路側溝、管渠により集水し、地区内の調整池に放流する。				
宅地の整備	被災者の速やかな生活基盤の形成のための宅地整備を行う。幹線道路沿いに沿道事業用地を配置し、居住環境及び地域コミュニティの一体的な確保・維持に配慮した、良好な住環境を備えた整備を行う。				

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、石巻市市街地東部に位置し、地区東側に J R 石巻線、地区中央部を東西に市道伊原津一・渡波町一丁目線が通っている。「石巻市震災復興基本計画」において、被災者の速やかな生活基盤の形成として渡波地区に新たな市街地の総合的な整備を行うこととしていることから、復興整備計画に記載し、土地区画整理事業区域約 11.2ha について都市計画決定を行うものである。

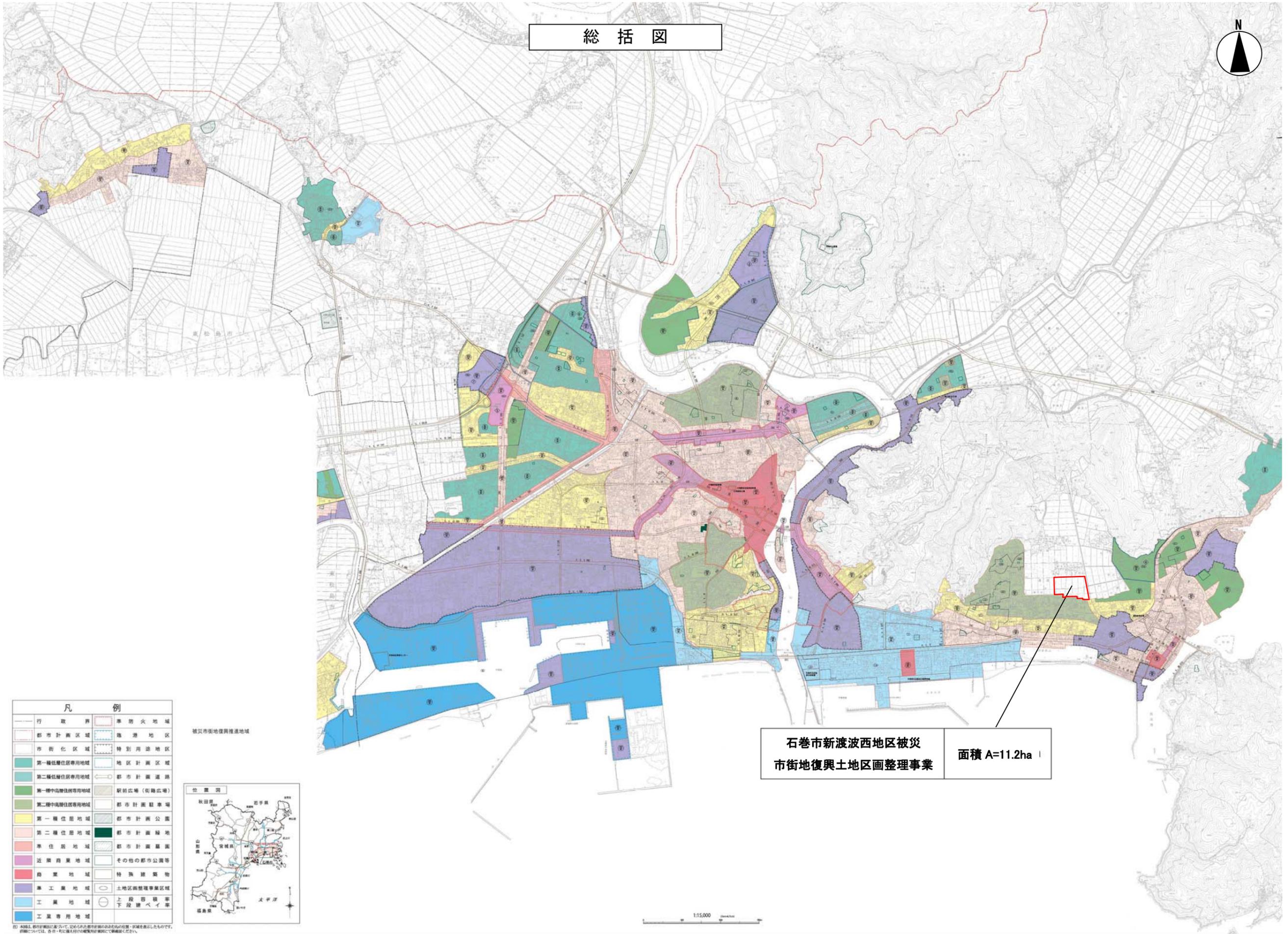
都市計画として定める区域

種類 : 石巻広域都市計画土地区画整理事業

名称 : 石巻市新渡波西地区被災市街地復興土地区画整理事業

区域 : 石巻市渡波字新千刈の一部

総括図



凡 例	
行政界	準防火地域
都市計画区域	臨港地区
市街化区域	特別用途地区
第一種低層住居専用地域	地区計画区域
第二種低層住居専用地域	都市計画道路
第一種中高層住居専用地域	駅前広場(街路広場)
第二種中高層住居専用地域	都市計画駐車場
第一種住居地域	都市計画公園
第二種住居地域	都市計画緑地
準住居地域	都市計画墓園
近隣商業地域	その他の都市公園等
商業地域	特殊建築物
準工業地域	土地区画整理事業区域
工業地域	上段管轄率
工業専用地域	下段管轄率

被災市街地復興推進地域



石巻市新渡波西地区被災市街地復興土地区画整理事業 面積 A=11.2ha

1:15,000

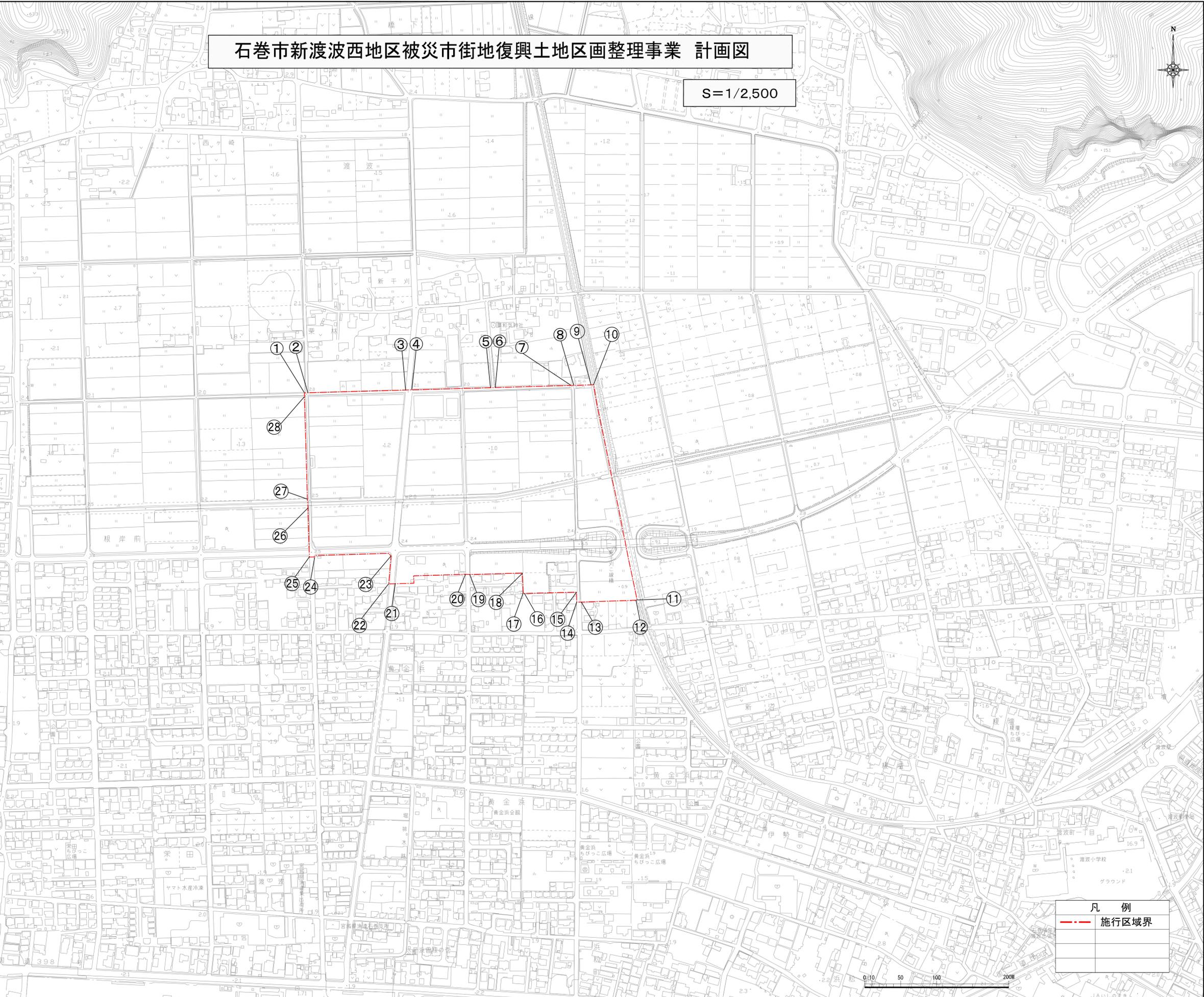
注) 本図は、都市計画図に基づいて、定められた都市計画の内容及びその位置・区域を明示したものです。詳細については、各市・町に請求するに付、関係図を参照してください。

石巻市新渡波西地区被災市街地復興土地地区画整理事業 計画図

S=1/2,500



番号	境界番号名称
1 ~ 2	見通し
2 ~ 3	道路端 (含む)
3 ~ 4	見通し
4 ~ 5	道路端 (含む)
5 ~ 6	見通し
6 ~ 7	道路端 (含む)
7 ~ 8	見通し
8 ~ 9	地番界
9 ~ 10	見通し
10 ~ 11	水路端 (含む)
11 ~ 12	見通し
12 ~ 13	地番界
13 ~ 14	見通し
14 ~ 15	水路端 (含む)
15 ~ 16	地番界
16 ~ 17	見通し
17 ~ 18	水路端 (含む)
18 ~ 19	地番界
19 ~ 20	見通し
20 ~ 21	地番界
21 ~ 22	見通し
22 ~ 23	水路端 (含む)
23 ~ 24	地番界
24 ~ 25	見通し
25 ~ 26	水路端 (含む)
26 ~ 27	見通し
27 ~ 28	水路端 (含む)
28 ~ 1	見通し



凡例

	実施区域界
--	-------